

公募型事業調査のフォローアップ状況について

1. 調査対象事業：643事業の内訳

(1) 5月31日現在で選定プロセスが終了している事業	217件
(2) 選定プロセスを実施中又は今後選定プロセスを行う予定の事業	226件
(3) 令和元年度は選定プロセスがない事業（企画競争による複数年事業等）	49件
(4) 前年度限りの事業	151件

※事業1件毎の取り組み状況は別表のとおり

2. 5月31日現在で選定プロセスが終了している事業の改善に向けた取組状況等

(1) 事業担当課が自主的に改善に向けた取組を行うとしていたもの	126件
(内訳) 対応スミ（手続き中1件含）	125件
未対応（一部未対応含）	1件

・未対応の主な理由及び今後の対応

業務引継ぎが不十分だったことにより未対応となっている事業（1件:495）

⇒ 次年度の公募において確実に改善を実施する。

(2) 調査・検証チームにより更なる改善を促されたもの	188件
(内訳) 対応スミ（手続き中5件含）	179件
未対応（一部未対応含）	9件

・未対応の主な理由及び今後の対応

① 事業の実施時期や性質により未対応となっている事業（3件:53, 210, 572）

⇒ 調査・検証チームの指摘前に公募を行っていたり、他の補助事業と選定プロセスが異なることから未対応となったものであり、今後対応可能なものについては順次対応する。

② 業務引継ぎの不十分や対応の遅れにより未対応となっている事業（1件:495）

⇒ 次年度の公募において確実に改善を実施する。

③ 競争性のある調達方式を検討したが、事業の特殊性から引き続き随意契約事前確認公募を実施した事業（5件:436, 583, 584, 585, 598）

⇒ 随意契約事前確認公募の運用要件を満たしていないため、競争性のある調達方式へ変更する。

3. 調査・検証チームからの指摘、意見等

全体的に改善の取り組みが実行されているとの報告であるが、(1)、(2)②、③のように、合理的な理由がなく選定プロセスにおける改善の取り組みがなされていなかったことから、以下

(1)～(3)の対応を行うこと。

(1) 事務局より今後実施する全事業について、再度改善の取り組みを徹底するよう周知する。

(2) 取り組みが不十分であった部局に対して個別で注意する。

(3) (2)の部局の事業については、年末から会計課が実施する実地監査の重点的な調査対象とする。